

## 第4回 西宮市特別支援教育審議会 議事録

日時	平成30年5月14日(月)10:00～12:00
場所	西宮市役所東館8階教育委員会分室
出席者	○審議会委員 井出浩(医療関係者) 坂口紳一郎(教育関係者) 竹田契一(学識経験者) 根岸直代(保護者代表) 花熊暁(学識経験者) 松井仁美(保護者代表) 金高玲子(教育関係者)  ○事務局 学校教育部 佐々木部長 地域・学校支援課 山本課長 特別支援教育課 栗屋課長、金井係長、渡邊係長、土山指導主事 高橋指導主事、榎田就学相談員、野澤就学相談員
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者5名)
議題	第4回 西宮市特別支援教育審議会 1 報告 第3回西宮市特別支援教育審議会での審議内容について  2 審議 ① 中間報告について ② 進捗状況について ③ 教職員の専門性の向上について ④ 交流及び共同学習の推進について  3 その他  4 閉会

## 議事

### 1 開会

### 2 報告

(事務局)「資料1」

○第3回審議会のまとめについて

- ・西宮養護学校の支援体制
- ・小中学校の支援体制
- ・中間報告

### 3 審議

(事務局)

○中間報告について

「資料の2」、西宮の教育における特別支援教育の中間報告案をご覧ください。1枚めくっていただいて、目次となっております。添付資料として、ロードマップ、それから学校への人的支援体制を載せることにしております。1頁目、一番に審議会について、2頁目、審議を行った内容になります。

2頁目の真ん中、4からこれまでの審議内容になっておりますので、ここから色々なご意見を頂きたいと思っております。

まずは、(1)幼稚園の基礎的環境整備、人的配置に対して多くのご意見を頂きました。その中で、3頁の②支援対制の方向性として、書いてありますように、就園相談の仕組みの改正、支援体制の構築の二点を報告として挙げさせて頂いております。

4頁をご覧ください。(ウ)で、就園前が大事だというご意見を、第3回の審議会でも頂きましたので、福祉や医療と連携し、小学校低学年までにアセスメントを行い、その後の支援のあり方が提示出来るようにする仕組みを構築するという言い方をさせて頂いております。

それにつきましては、福祉との連携が必要ではないかと思っておりますので、また今年度の議案の中心になるかと考えております。

(2)は、小中学校の人的配置です。提示した現状の課題を踏まえて現在の支援体制(ウ)を基に、②今後の方向性としてご提案いただいた内容を記載しております。7頁をご覧ください。7頁からは、西宮養護学校の支援体制の内容になります。提示した現状を踏まえまして、10頁の所の③に、今後の方向性として記載しております。通学体制と支援体制に分けて記載しております。10頁については、今後の審議会において審議する課題を記載しております。

10頁の5番の(1)、教員と記載しているところは教職員と修正します。

本日が、中間報告の審議の最後となると思っておりますので、多くのご意見をいただきたいと思っております。

(会長) ちょっとページ数が長いので、まず、幼稚園の2頁から4頁迄の、基礎的環境整備と人的配置、ここに絞って質疑をしたい。2頁の真ん中あたりの、4で、幼稚園の基礎的環境整備としての人的配置、①支援体制の現状と課題から、次のページ②の支援体制の方向性について意見はないか。

新幼稚園教育要領の中にも、一つ項目が設けられていて、障害がある子供と、それから、帰国子女の幼稚園児のことが取り上げられていて、その子供達に対して、適正なサポートがちゃんとできるように努める事となっている。しなくてはいけないという言い方ではないが、それに努めることというのが新しく入っている。今までは、幼稚園の中では、障害のある子供の支援体制について、大きく言葉で示していなかったが、今回、これがはっきり出るのでそういうことも頭に置いて考えてほしい。3頁、特設というのは、無くなったのか。

(事務局) はい。

(会長) それで、全ての面で支援を必要とする幼児を受け入れる必要があるとの方向で、そこに、重度の障害がある子供達が就園できるようにするために、新たな支援体制を構築する必要があるということである。

(委員) 今、会長が言われたこと、つまり、障害が重い子供の入園について、このような方向が出たということが非常に大きなことであると思う。それに伴い、支援体制ももっと具体的に報告書に示されても良いと思う。何か示されるべきと思う。また、そのことは、切れ目のない支援やアセスメントだけではなくて、支援自体も繋がりがあがるものにするというあたりも必要である。前回の審議会の時に言えば良かったが。

(事務局) 4頁の一番上の所で、特別支援教育の専門性を有する教員を園に配置するなど、障害のある幼児への幼稚園教育を推進する核となる人材が必要であると記載している。委員にご指摘いただいたように、やはり、支援員体制を構築する必要が有ると考えているが、支援員だけではなく、教員も必要である等、表現を考慮したい。

(委員) 北山学園に行く子供は、どのような手続きで行くのか。

(事務局) 北山学園へは、まず体験があるが、こども未来センターが事務局として通園の決定をする事になっている。

(委員) そこで北山学園が望ましいという方向がでるのか。

(事務局) 北山学園への通園は、保護者が希望し、北山学園の療育が望ましいとなり通園することになるので、就園相談で専門機関での療育が望ましいとの方向となったときに、北山学園も療育機関として紹介することがある。

(委員) 研修とか増員というのが書いてあるが、幼稚園の先生は、保護者として感じるのだが、教員の誰かが研修とかで園を出た時、園長先生が補助で入ることがあるなど、全て人数的に一杯一杯である。保護者としては、目が届いてこそというところがあり、目が届かないとか人が替わるとかになると不安がある。

今でも結構一杯一杯で、研修も夏休みとかに入っていると思うが、やはり今の人数ではフォローに入る先生が充分なのかと思う。ある程度人数がいれば、研修に行く先生がいてもよいと思うが、今の人数でこれ以上研修が増えて、保育の担任をしている先生のフォローが出来ない状態になるのはどうかと思う。

(事務局) 西宮の公立幼稚園は、担任、園長、養護教諭、そして園務員の体制である。特別な支援を必要とする幼児については、保育補助員が補助についているが、今後、特別支援教育の専門性を要する教員の配置が必要と記載している。

(会長) 他に何かあるか。では次に移る。

4頁から7頁、小・中の基礎的環境整備の人的配置における課題とその方向性が示されている。意見を求める。

(委員) 4頁の文科省の特別支援教育の概念図では、特別支援学校、小中学校における特別支援学級、通常の学級が示されている。この中で、私が一番危惧しているのは、通常の学級に在籍している発達障害の子供で、通級制度を取り入れることが出来ているのは 0.98%しかないことである。これは逆に活用できていない、その通級制度を活用したいけれど実際はその道が開かれていないという含みのあるパーセンテージであって、図の下方に小さな字で書かれているように、通

常の学級の発達障害の可能性のある児童生徒は、実際は6.5%くらいの在籍率がある。

西宮市においても、先生達の聞き取りを通して或る程度の数値、パーセンテージは把握していると思う。ぜひ、文科省のデータだけではなく、西宮養護学校や特別支援学級に在籍している人数だけでなく、西宮の学校に在籍している発達障害の子供達の実数をここに示して頂きたい。教育相談をしても、一昔前は、ADHDの子供達が多かった。更に、最近ではLDの子供の相談が多い。

教育相談をしていて見えてくるのは、通常の学級に在籍していて、何らかの支援を必要としているのにその制度がない。だから、特別支援学級に時々行ってそこで指導を受けるというのは、その子供たちにとっては、実態に合わない。

当然、全国的に見ると、特別支援学級に一時行って効果を得ている場合もあるが、子供のニーズが異なっていることから、実数を此処に示して頂いて、だからこういう人的配置が必要である、と示してほしい。国の制度として、その必要性をぜひ示して欲しいと思う。実数をここで示すことは可能であると思うが。

(事務局) 実数については、通常の学級にいる子供で診断が出ている子供、もしくは診断は出していないが、学校として個別的教育支援計画を必要としている子供という形で調査をかけることが可能かと考える。お時間頂き検討したい。

(会長) 今言われた数字は、非常に重いと思う。文科省はモニターで2回に分けて、通常の学級の中にどれくらい発達障害の子供がいるか、発達に課題がある子供が通常の学級の中にどの程度いるかということ、担任のレベルでアンケート調査をした。1回目が6.3%、そして2回目が6.5%と出た。通常の学級の中で授業についていけない子供が6.5%いるのではない。学習に課題がある子供が6.5%いる。それ以外に知的障害はあるが、保護者の希望で通常の学級に入った子が3~3.5%いるという事を調査の中で言っている。という事は、通常の学級に在籍している子供の中で、6.5+3.5、つまり1割が発達に課題がある子供であるということになる。6.5という数字だけが大きく出ているが、それ以外に、知的な課題のある子供が通常の学級にいる。だから、1割が発達に課題があるということ、を頭に置いた中で、更にこれだけしか通級指導を受けていないという0.98%という数字の重みがあると思う。これから、西宮のデータをちゃんと出して頂いた方が良くだろうと思う。

(委員) 参考として、今から20年前、1998年の時点で、日本は、まだ特殊教育と言った時代だが、その特殊教育サービスを受けている子供がどれくらいいるかについて、アメリカが10%ちょっとであった。今から20年前で、日本の特殊教育サービスを受けていた子供たち、今でいう特別支援学級と特別支援学校にいる子供は1.17%である。今から20年前で、アメリカとほぼ10倍近い開きがある。何故そんな大きな開きが出るかというと、実は通常の学級で学んでいて、アメリカでいう、各学校に設置されているリソースルーム、日本で言えば通級指導教室に行っている子供がアメリカの場合非常に多い。今から20年前の日本にはそういう支援システムがあまりなかった。それが、1.17%と10%という違いになっている。ところが、いま、平成28年度の文科省のデータを見ると、支援学級や支援学校に行っている子供の数も増え、2.9%である。これに、文科省の調査でいう、6.5を加えると、9.4%という数値になり、ほぼアメリカと同じ位の数値になる。

今会長が仰った、6.5にはカウントされていないけれど、学習面や学校生活に困難のある子供が更にプラスαいると考えると、やはり10%という数字が非常に妥当な所じゃないのか。先程委員からご指摘のあった通級による指導の0.98%がいかにも少なく、基本的にはそういう、通常の学級で学んでいてスペシャルサービスを必要としている子供への対応というのがまだ充分ではない。そ

のあたりは、現状認識した上で、今後、西宮市の支援システムを構築する事が必要だと思うので、今の歴史的な数値をご参考までに紹介した。

(委員) 西宮の実数を示すという、ご意見が出ていて、まさにそうかなと思う。ただし、実数を調査するという段になり、学校側の主観に走らないように客観的な指標などを示しながら、調査していく必要性がある。

新しい学習指導要領のことが出ていて、特別支援学級での個別の指導計画の作成がはっきりと義務づけられている。西宮では、既に以前から特別支援学級において、こうした指導計画を作っており、通常の学級でも作成することが望ましいとなっている。国でも個別の指導計画を作る、自立活動は必ず入れる、というようになっているので、5頁の中程、義務標準法でいう1クラス8人がしんどくなっていることよりも、むしろこの個別の教育的ニーズに対応しないといけないという事が強調された方がよいと考える。

学校の方からいうと、個別のニーズに合った指導を展開するとき物理的に大変になっている。6人～8人の特別支援学級があれば、個別の時間割を形成しながら、学級としての営みもそこに盛り込んでいかなければならないし、交流及び共同学習で、通常の学級の学習も保障する必要がある。そうなったときに、物理的に、以前から大変な状況になっているのが実態である。机上では、その子の指導計画を立てられるが、いざ指導することになったらうまくいかない。このあたりが盛り込めるとよいと思う。それが支援体制の必要性へと繋がっているという事ではないかと考える。

(会長) 他に何かないか。

(委員) 今後の方向性とも関係しているが、ちょっとお願いしたいことがある。7頁の専門性の向上、これは研修ということだと思うが、支援者の専門性の向上を目指して研修などを行う、と書いてある。それ以外は、何々しますということは、なかなか文書の上では書きにくいと思うが、単に必要である、ではなくて、やりますと宣言して欲しい。難しいことか。

(事務局) 支援者の専門性の向上に向け、そういう研修を行うと示すことはできる。

(会長) 他にも西宮の姿勢を示す意味でも表現をしっかりとできないか。

(事務局) 6頁の②のところに記載している、「観点が必要である」という言い方や、その後の(ア)も検討が必要であるとかの表現を改めていきたい。今回の中間報告で施策を考えて行きたいと思っているので、審議会の総意として、「するべきだ」と表現でき、それを基に施策を考えていきたい。少し表現の仕方などどんな文言がよいかご意見をいただきたい。

(会長) やはり審議会の方で、もう一つ踏み込んだ表現にして欲しいと私も思う。実際審議会はそういう役割だろうと思うので。委員の方は、どうお考えなのか。

(委員) 例えば、西宮ではできている部分はあると思う。通級指導の先生が全て配置されないの、こども未来センターで「のびのび教室」というそれに変わる活動を行っている。その通級指導教室は、年間10時間から280時間迄という、非常に幅の広い指導を行うことになっていて、年間10時間、つまり月一回勉強をしたら、伸びる子も対象としながら進められている。それをどんどん推し進めていけば、発達障害がある通常の学級の子供のニーズに応えることが出来るのではないかと考える。中間報告の中に推し進めていくように記載してほしい。

(会長) 今後の方向性というのは、具体的な方向になる方がよいと思うので、今までの意見を踏まえお願いしたい。では最後の所、7頁から10頁の、西宮養護学校の通学及び校内支援体制について、今まで議論した所であるが何かご意見はないか。

(委員) 表面上の問題なのだが、10頁の③今後の方向性で、(ア)通学体制、(イ)支援体制とある。その(ア)の通学体制の一番下の黒点のところ、障害福祉の視点から、子供達の通学体制について教育と福祉との連携の視点が重要となっている、これはわかる。その次の支援体制に入って、ほぼ同じ文章になっている。障害福祉の視点から子供達の生活が豊かになる事を考える必要がある、教育と福祉との連携が重要になってくる、とあるが、この考える必要がある、と、教育と福祉の連携が重要になってくる、という文同士の繋がりに具体性がなく、上と同じ文章となっている。生活が豊かになる事を考える必要がある、だから何々について、教育と福祉との連携が重要という、この何々の具体的な中身というのが必要であると思うが、如何か。

(事務局) 福祉との連携については今後も話し合ってもらことになる。

(委員) 以前、具体的に大学の例を出して話をした。教育で出来るところの限界はあるかもしれないが、子供にとって学校生活というのは、まさに生活である。子供の生活を考えるなら、福祉という視点も必要ではないかと考える。そのあたりで、福祉的な支援を活用する事ができるならばどうか、という事を申し上げた。例えば、通学に関して、通学は学校の問題だから福祉はふれるべきではないと言われるが、子供の生活を考えれば、そういったサービスを提供する必要がある。通学に関して、特に、西宮養護学校で身体的負担が議論された中で、長時間バスに乗ることの問題、身体的なケアとしては問題になるかも知れない。長時間バスに乗ることの心理的な負担も少し話があった。子供の精神保健という言い方がよいのか悩むが、よりよい生活、快適、負担のない生活というのを考えるのも必要かなと思う。障害があるから、これくらいは我慢してくれ、という発想じゃなく、一人一人が、心地良く生活できるという事を目指していくべきじゃないか。この中間報告の段階で申し上げるべきか、ちょっと迷ったが。

(委員) その下の支援体制のところだが、子供の障害が重度、多様化してくるにつれて専門職が必要であり、それは言語聴覚士であったり、作業療法士であったり、理学療法士であったりする。ただ、それだけでなく、西宮養護学校がずっと行ってきている教師そのものの専門性をどう高めていくかという事でもある。例えば、西宮養護学校の校医のこと。特に整形外科の医師からは、子供一人一人の、例えばレントゲンの写真で変形があるから普段の介助についてはこうする、呼吸が浅くならないためにはこうしたらいい、というような指導を受ける研修の場を設けてきたという経緯がある。

ところが、今子供が70人いれば、70人の子供に別に主治医がいるということで、色々な日々のことは、教師が主治医に聞きに行くということが非常に多くなってきているという現状がある。それは、主治医のところには教師が保護者と一緒に行って、その子に必要な支援を研修してくるから校医の指導はいらない、ということになってしまう。ところが、教師が1人、2人抜けてしまうと、危機的な状況で授業をしなければならないということがおこる。丁寧に個別指導に関わろうとすればするほど、学校は非常に手薄になってくる。

私は、もう古い昔の校長なのでその当時を思い出すと、校医がいて、3年、5年と連続して子供の障害の状態を見ていくことができ、その情報を学年で共有できた。明日の介助についてはこういうふうにする必要があるということを経験し、あえて学校外に行く必要はなく、指導の成果というのがすぐ見えてくる、

そういうよさがあった。精神科というと、先生方は抵抗感を持つが、そうではなく、やはり、発作がある子供も多くいて、薬の状態がどうかなど、非常に詳しく研修することが出来た、或いは出来ている、という現状がある。

今後、ますます教師の専門性と医療職の看護師の存在が大きくなっていく。指導医が学校にいない中で看護師の不安は大きい。看護師の指導、支援体制もこれから考えていかなければならない。

(会長) 非常に大切なご意見をいただいた。

(事務局) 支援体制のところ、医師の事が全然触れられていないので、付け加えたい。校医と指導医について追加する。

(委員) 看護師に対する指導については、文科省、厚生労働省が、学校で勤務する場合には指導医が必要、としている。教師向けの研修を兼ねた場合は校医、学校医が該当する。

(委員) 先程の支援体制の一番最初のところの文章のつながりの表現のことで、子供の生活が豊かになる事を考えるという、勿論学齢期の子供は、学校生活がメインというか、大きな部分だが、やはり休日とか長い夏休みとか、そういうところではやはり地域での生活ということもとても大切になってくる。もちろん、肢体不自由児の子供の場合、医療的ケアが必要な子供の場合は、色々困難さがあるが、何かそういう事を考えたときに、やはり教育の方でも学校のことだけではなくて、子供の生活を豊かにするために日常生活や地域での生活ということを視野に入れていくという様な表現を付け加えると良いと思う。前置きが長くなったが、学校生活に加えて地域での生活、豊かな生活などについて、教育と福祉との連携が重要になってくるという表現を付け加えていただきたい。

(委員) 先程、委員からあった指導医のことはもっともだと思う。ここに出てくる通学体制にも支援体制にも深く関わってくることなので、記載してほしい。また、教育と福祉の連携の具体だが、前回、西宮市こども子育て支援プランのガイド版を資料として示していただいたが、もう少しここに、教育の方が食い込んでいくような方向性は出せないかなと思った。無理ならいいが。市全体の施策の中に食い込んでいくことが、そもそも連携せざるを得ない形や制度を作るとのことだと思う。理想論をいくら言ってもなかなか始まらないので、そのように思う。

(委員) 先程、精神科に抵抗感があるという話だったが、仰るとおりだと思う。提案というより、実際に診療に関わっていて感じていることをお話ししておきたい。最初にお話のあった、幼稚園で研修を受ける時に園で人手が足らなくなることや、委員からお話があった、ぎりぎりの状態で教員が学校を出て行って主治医の話を聞いてくる時にどうするか、ということとも関係するが、実際に限られた時間枠の中で診療をしていると、学校の先生方とお話をするということはなかなか難しい。時間に余裕のある医者の中には、通常の診療時間を越えて、例えば、夕方、5時、6時から、8時頃まで居残って、その時間に学校の先生と話をしているということもよく聞く。だから、学校の先生方が色々な所で子供達の状況について情報を得るというのも、これは結構大変な業務というか、労務なのかなと思う。超過勤務がついているかどうか解らないが、先生方のボランティアで、夜8時位まで医師と話をしているのかと思うと、そういう実態が有るということを知っていただいていたいて欲しいと思う。

それから、これも前々から申し上げているコーディネーターと関係するが、今の校医の話も付け加えて、校医が全ての生徒さんのことを把握しているべきだろう

が、主治医は別にいるということがどうしても出てくると思う。私の勝手なイメージだが、校医がもし役割を担うとしたら、それぞれの主治医から出てきた色々な意見や家族が聞いてきた話をどう通訳するか。通訳というか、学校の中で分かり易く説明をし直していただく、何かそのような役割が、今、本当にいるのではないかと。これはここで話すよりも、医師会の中で話すべきことかも知れないけれど、その活用の仕方を、もう少し考えてみてもよいのかなと思っている。実際には、私が行っている私学での話だが、主治医がこんなことを言っていた、ということが会議の中で出てきたら、これはこういうふうに解釈できるとか、具体的にはこんなふうに取り組んだらよいのではないかと、とか。こう置き換えないと、話を聞きに行っても、その時間帯だけでは解らないまま、帰ってくることも良くあるわけで、消化不良のまま子供達に関わってもらうよりは、校医なり、そういう、情報の共有できる医師に、そういう意見をセカンドオピニオンでも良いかもしれないけれど、確認しながら、具体的に学校に出来ることは何かということを確認していくということが出来ればいいかなと思っている。

(会長) 日本はまだまだチームワークということは言葉のみで、なかなか上手くない。コーディネーターというの、役割は交通整理だが、あまり上手にできていないということは、色々な領域である。だから、70人生徒さんがいて、70人それぞれに主治医がいて、そこから色々な情報が保護者の方に入って来て、それを学校側に要求して、そこで、先生がてんやわんやする、それを、ピトゥウインラインズ、行間を読む、という日本語になるが、それはこう読むのですよ、とか、その裏には、これこれこういうことがあって、とか、通訳をしてくれる。元々の話を学校の体制に上手く合うように伝えてくれる方というのが、本当は、校医先生のような立場の方が中にいるのが良いのかなと思う。必ずしも校医さん自身がそういう役ですよ、と言われたら引き受け手が無くなることもありるので、なかなか難しい所もあるが、確かに、それぞれの人が、喋っている言葉を、他の方に解ってもらうようにする、ということはものすごく難しい。医学で使われている言葉を、教育の方に解ってもらうのは難しい。逆もそう。だけど、それをやらない限り、コミュニケーションは取れない。だから、そういう意味で、やはり、意思疎通というところをしっかりとやっていかないと、子供自身、もっと不安な状況になっていく。では、今後の課題と全体を通じて、10頁の真ん中の終わりから最後の11頁迄のところ、また、気が付いたことなど全体を通して、何かご意見があれば。

(事務局) 事務局から、6頁のところ、今、西宮の小中学校における支援体制として、特別支援教育支援員と学校協力員となっている。この体制についても、市としては考えていかなければならないと考えている。②のところ、意見をいただいているが、もう少し、どのように変えていくかについて、ご意見をいただきたい。

(委員) 各市によって、人的配置の名称が違って、身分も違うし非常にややこしいところだが、西宮で言うと、特別支援教育支援員、それから、主に、身体接触は多くあるが、子供の動きそのものを支える介助員。それから今は、ボランティア、地域ボランティア、或いは、学生ボランティアにお願いするというケースが多いが、西宮では学校協力員というボランティア、その三つを明確にして、よくわかる体制作りを目指して行くべきと、この審議会でもそういう話があったと思う。

(会長) ここの最初に書かれてる特別支援教育支援員の場合は、専門性のある方ですね。教員であることが前提になっているのか。何か特別の資格を持っているのか。



(事務局) 教員の免許、もしくは心理士、特別支援教育士の資格を持っている。

(会長) その人の役割というのは、バックグラウンドがしっかりあって雇われた方。それから、介助員と学校協力員とはそういう資格はない。無資格である。そうすると何が問題かという、本来は、A君という子供がいて、そこに介助員がついた。或いは、協力員というボランティアがついて、という時に専門性がないわけだから、担任の先生の指示の基に動く、というのが本来の姿。A君の国語の課題は、聞く力が弱いところだ。だから、傍について、こういうふうに指導して下さいというふうに。絶対にあってはならないのは丸投げ。単なる労働力として、「助かったわあ、あの先生が来てくれたから」では困る。ちゃんと担任の先生が指示が出来るような状態を作るため、逆に担任のレベルアップもしておかないといけない。だからこの問題はここだけでは済まない。担任の先生も忙しい。しかし、無資格の方で、ボランティアでも協力員として来てくれている、又、介助員でも、肢体不自由児とか、落ち着きがなくて、動き回る子供さんの傍に付いてくれている。けども、それは、単に、落ち着きが無いのを落ち着かせるということではなくて、学習支援しているわけである。学習支援が入る以上は、担任が指示しないとといけない。担任とは別のことをやるのは意味がない。だから、担任がちゃんと指示がだせるような体制を、今後西宮で作っていかないといけない。厳しいことを言っているが、全国的にできていない。介助員とかみんな頼んでるけど丸投げだ、と。担任は労働力で助かっているけども指導していない、と。これは本来の形ではない。

ここのところをしっかりと考えて、体制を作らないといけない。特別支援学級の支援の方は、それなりに資格を持っている人が必要である。そうすると学校協力員、や介助員等がそうでないとしたら、担任がしっかりしてないといけない。この関係を明確にしておかないといけない。何か問題が起きたときに担任が全ての責任を取らないといけなくなる。協力員とかボランティアだったら責任が取れない。学級をしっかりとコントロールしているのは担任なので。これから、西宮として明確にしていかなないといけない。

ここは、他の市も同じ状態。同じ状態だが、せつかく体制をつくろうとしている以上は明確にして欲しい。

(委員) 今のご発言に、ちょっと違う視点で、話をしたい。特に通常の学級にいる子供達の場合に、最初にお話しの出ていた障害の診断が付いていない子供達が沢山含まれてきてて、その子供達の中に本当に微妙なところで苦労している子供達が沢山含まれている。それを考えたときに、発達の障害があるから支援を受ける、というそういう子供達とその支援者だけのことを考えるのではなくて、今仰ったように、通常の学級の担任が、どれくらい理解を深めていくかというのが非常に重要な問題だと思う。専門性の向上という中で支援者に対してどうするか、支援者の研修というのが出ているが、特別支援教育審議会の話ではないのかもしれないが、担任全体が、どれだけ知識や理解を深めていくかという、そんな研修も含めて貰いたい。さっき言われた切り口とは違うと思うが、担任の先生方の理解がもっと深まらないといけないので。

(会長) これからの方向性を出して行く中で非常に大切な部分だと思う。事務局の方でこのことも含めてほしい。今のは、全体を通したご意見と思う。これまで委員の方々から出た意見を基にし、事務局で、中間報告の最終案を作成してほしい。修正した内容については、私の方で確認をし、中間報告の確定をしたいと思う。それでよいか。あくまでも、中間報告なので、その過程を今回を含めて入れていきたい。

それでは、次の審議を行う。次は、進捗状況について、事務局の方から説明を願

う。

○進捗状況について

(事務局) 後の方のスクリーンの方もご覧下さい。進捗状況という事になりますけども、先ず、平成30年度、今年度の状況についてのご報告、それに、今年度新しく付け加わった所、変わった所のご説明をさせて頂きたいと思えます。

平成30年度の小中学校の特別支援学級の状況です。昨年度に比べて学級数は4学級の増となっております。これを見ますと、平成25年度から見て、少しずつ増えているという事はありますが、その中で、特に自閉症・情緒障害学級が増えているという傾向が見られます。今年度は70学級に対して、西宮の小中学校は61校なので、学校数を上回っているという事になります。ですので、一つの学校に、2学級以上の学校が増加しているという事になります。

それから、特別支援学級の児童生徒数となりますと、更にその傾向が顕著になって参ります。肢体不自由児等はほぼ横ばい、若干少なくなっているという傾向ですが、自閉症・情緒障害の子供が、毎年10名ずつぐらいの増加だったのが、20名、30名近くの増加になっております。ちなみに今年度、特別支援学級の児童生徒は539名から574名に増えていますが、ほぼ全てが、自閉症・情緒障害学級の子供が増えたことになっているという状況です。

続きまして、西宮養護学校の状況です。今年度、生徒数につきましては、若干少なくなっております。高等部の3年生が卒業し、新たに入った子供が少なかったということもあり、少し減っております。ただ、医療的ケアの必要な子供達については、それほど減っておりませんので、逆に、その率については、高くなっているという状況です。西宮養護学校の支援体制についても、昨年度と大きな変わりはありません。嘱託の看護師が6名、臨時の方が3名です。通学体制につきましては、スクールバスが6台、福祉タクシーが8台、内2台に看護師が、添乗しております。

幼稚園の状況です。保育補助員を要する対象幼児が年々増えている状況です。今年度も昨年度に比べて5名の増となっております。保育補助員の数も、それに伴って少しずつ増えているという状況です。そして、今年度につきましては、審議会の途中でも報告させていただいたように、就園相談の結果、専門機関での療育が望ましいとの方向となった幼児は交流を勧め、原則幼稚園の就園は出来ないということでしたが、保護者付き添いで就園とし、今年度2名の方が、保護者付き添いで通園されています。このあたりが、昨年度と変わったところとなっております。

その他の支援ですが、通級による指導は、今年度中学校に1校担当教員が配置されました。小学校、中学校共に拠点校が3校ずつとなり、巡回校は小学校は11校で変わらず、中学校については12校で指導が行われております。難聴の通級指導教室は1校、これは変わっておりません。

後、小中学校の人的配置ですが、支援員と協力員は、昨年度と同様です。

それから、小中学校における看護師の配置状況は、現在小学校1校に臨時看護師を配置しております。もう1校は、訪問看護ステーションの事業所と市が委託契約をして、看護師を配置しております。このあたりも、昨年と変わったところでは、

(会長) ご意見、ご質問はないか。

では、次の審議に移る。

教職員の専門性の向上について、事務局から説明願う。

○教職員の専門性の向上について

(事務局) 教職員の専門性の向上については、今回と、あと2回、審議をする予定です。専門性の向上が必要だということは、今日もそうですし、前回の3回

でもいろいろご意見頂いたところです。

本日は、資料4といたしまして、主に研修に関わるところの資料を作成しております。管理職から、特別支援教育支援員まで、色々な立場の人がいますが、それに対して、担当課がどのような研修をやっているかということを示しています。また、教育研修課が主催しております年次研修の内容は今年度予定している内容になります。全ての教員が、初任者から4年次まで必ず受ける形になっております。それから、先程、地域・学校支援課、こども未来センターが主催している特別支援教育コーディネーターのスキルアップ研修についても、以前お話ししたと思いますが、研修の内容を掲載しています。コーディネータースキルアップ研修につきましては、20名という限定で、校長推薦の形で、今年で、3年目を迎えます。ですので、60名、ほぼ一通り研修が行われたということです。本日は、ご意見とか他にもこんな資料が、ということをお伺いしたいと考えております。説明は以上になります。

(会長) それでは、資料4のところの質疑はあるか。

ここは、今後2回に渡り審議することなので、今後はどんな資料が必要か、その辺も含めてご意見いただきたい。

(委員) 資料4で管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任の下にはちゃんと枠があるが、教員のところだけ枠が空いていて、下に初年者研修となっているあたりが、やはり発達障害の研修などは一般教員には不十分なのかなどどうしても見えてしまう。今後、具体的にどのようなことが出来るのか考えることができればと思う。

(事務局) この研修以外に、こども未来センターで、発達障害セミナーという形で、一般の教職員向けに行っている研修もある。

(委員) 研修になったら特別支援学校の情報が、一つも入っていないのはなぜか。

(事務) 初任者研修等に関しては、西宮養護学校の教員も同じように受けている。ご指摘していただいたように資料の方を修正したいと考える。

(委員) 西宮市において、(市立の) 特別支援学校は1校しかない。西宮養護学校の研修というのは、学校が独自で研修を企画し自主的に進めているという実態がある。

かなりの研修をしているし、それを幼稚園、小学校中学校向けに発信しているという現状もあって、ぜひこの機会に盛り込んで頂きたい。

(委員) 今委員が言われたことで、西宮養護学校が主催する研修の案内が配付され、オープンにやっているということ、校内の研修によるフォロー、それから、西宮の場合は、西宮専門家チームが独自にあるので、それも、かなり稼働されていると思うので、それを校内の研修体制などが入ってくると、もっと系統だった資料になると思う。

(委員) この件について、私も学校の先生方の研修会で講師を務めさせていただいたりしているが、時々終わった後、空しくなることがある。何かというと、西宮市もそうだし、全国色々な自治体で、こういう発達障害や特別支援に関する研修を委員会の方が計画して下さっているが、私の疑問は、その効果検証というのはどうなっているのだろう。つまり、研修があるが、割に単発的なものに終わっていたり、それから、研修を受けられた先生が、聞きっぱなしに終わっていたりというような面もあり、研修を行ったことが、実際に、一人一人の先生方の日々

の学校で子供達への支援実践の中にどのように生かされているのか、何かそのあたりが曖昧なまま研修を受ける方も聞きっぱなし、やる方もやりっ放しみたいところが、これまでのところ強かったのではないかと感じている。そのあたり、これまで、西宮で、研修の効果検証という言葉がよいかわからないが、研修を受けた結果としてどうだったか、というあたり、これまでにチェックされたり、お調べになったりしたことがあったら教えていただきたい。

(事務局) 少し検討させていただき、次回それを踏まえて提案させていただく。

(会長) 小学校の例になるが、担任の先生方が、例えば、昔からよくやられているような、百マス計算であるとか、一斉にやる様々なドリルがあるが、これだけやっているのに、また一からか、というくらいそれが学習に繋がらない子がいる。民間だったら、1年間塾に通わせた、そして1年経ったらまた元に戻っていた、この1年間何をやっていたのかとなる。学習ができないけれど、他は色々なことができるとなると、一番疑われるのは、読み書き障害のディスレクシアがあるとか、LDの子供である。音と文字が上手く結びつけられない。そこから来る読み書きの問題というのは、教員が大学時代に教わってない。だから、教員が、そのような子供がクラスにいと、出来ることはゆっくり繰り返して教えることと、教材を易しくして教えること以外にない。実は、認知に偏りがあるという発想がないから。そうすると、前も説明したと思うが、例えば「リンゴ」という言葉だったときに、反対から言うたらなんて言うのと聞くと「ゴンリ」これが解らない。リンゴ、真ん中の音はと聞いても「ン」が出てこない。じゃあ、今から先生が単語を言います。また、「た」という音が出てきたら、それを抜いて言ってください。「あ・た・ま」、「た」を抜いたら、「あ・ま」と音を分解して統合する力の障害が、読み書き障害の部分にある。目で見て、文字が歪んで見えるタイプの子供もいるけれど、耳の方から来て読み書きの出来ない子供が、結果的に先生が気付かないから、成長するにつれて、みんなから、「読み書き出来へん」となる。するとそこから、もう隠すようになる。本当は、そこだけが問題なのに、あたかも、知的な課題があるかのように判断されてしまうということが実態としてある。だから、ここのスキルアップ研修の第3回の8月のところに学習障害児の対応と書いてあるが、このような、今、挙げたような具体的なものを、初任者研修からどんどん入れていく。算数が出来ない場合も、その子がどこでつまづいているか、なぜ出来ないのか、を誤り分析といって、その子の誤り方を全部調べたら傾向が解る。そこから教え方を考えて行くというふうにする。しんどい思いをしている子が4、5%いる。このことを徹底的に指導する必要がある。今それを、他の県でもお願いしている。それを行っている県が少しずつ増えてきている。ぜひ、西宮も、せっかくここまで研修をやるのだったら、やはり、具体的な内容の研修に切り替えて欲しい。ぜひ、そういうのを最初から入れてほしい。

(会長) 他に何か意見があるか。

交流及び共同学習の推進について、事務局から説明を願う。

○交流及び共同学習の推進について

(事務局) 資料(5)の方をご覧ください。交流及び共同学習については現在使われている学習指導要領にも、新しい学習指導要領にも示されています。そもそも、この交流及び共同学習は、平成16年の障害者基本法の一部改正によってこの文言が、平成15年あたりから、使われるようになっております。それまで、努力規定であったものが、きちんと規定されて取り組むということになりました。

2枚目に、西宮市が教育振興基本計画と位置づけている西宮教育推進の方向の中で、交流及び共同学習を計画的組織的継続的に推進していくことを挙げて

います。その目的については、障害のある子供と障害のない子供と一緒に活動をすることによって、相互のふれあいが豊かな人間に育むことを目的とする交流という側面と、教科のねらいを達成することを目的とする共同学習の両方の側面があります。その中で、様々な人々と共に助け合い支え合っていくことを学ぶ機会になり、共生社会の形成にもつながっていくものとして、西宮市の中でも交流及び共同学習を大事にして進めていこうとしております。

3枚目、西宮市独自の取り組みとして、「手をつなぐ子らの集い」が行われていました。自立と社会参加するための基盤づくりと啓発を目的として実施されてきました。しかし、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を進めて行く中で、自立と社会参加のための基盤作りと啓発を目的として、一つの場所に特別支援学級と西宮養護学校の子供たちだけが集まるのではなく、居住地で交流を深めていくことが、共生社会の構成に向けての理念に沿うものであり、地域の中で誰もが尊重し支え合い認め合い、特別支援教育に対する一般社会の正しい理解もつながっていくということから、昨年度「手をつなぐ子らの集い」は、発展的解消とし、閉じることにしました。その閉じた翌年、つまり今年ですので、この交流及び共同学習についても、今まで以上に、推進していくことを、市としても行っていきたいと思っております。

4枚目は、交流及び共同学習が現在、学校でどのように行われているかということ、先生方に聞き取りをしてまとめた内容です。学習場面は、授業、それから幼稚園にも聞いていますので、保育というのにも入っています。それぞれの子供について目標を設定し、教科については子供の実態に合わせて選び、その子供の目標は教科の目標と違うかもしれませんが、その目標を持って参加することになります。それから行事です。色々な行事がありますので、交流学級の子供達と一緒にクラスの一員として参加し、その参加の方法を工夫して交流しています。それから、(ウ)の所です。日常生活の中で交流を行っています。生活の場面では、当番活動、係活動などを一緒に行ったり、それぞれ個別に、一人で出来る子についてはクラスの一員として友だちと一緒にしたりする。それから、給食を食べる中での交流、交流学級の子供たちが特別支援学級に給食を食べに来るというのもあります。それから、(エ)というのは中学校の部活の中でということです。教育課程の中には位置づけられていないですが、部活もやっているということを紹介させていただきます。

成果と課題です。成果については、提示させていただいていますが、子供たちがお互いを理解する良い機会になっている。それから、交流学級に行くまでの準備をする過程があり、特別支援学級で色々な準備をして交流を進めた結果、自信持って行けるようになってきているなどです。

それから、なかなか難しかったことも、交流学級の友だちと一緒にすることによって、みんなと一緒に形を変えながらも、参加出来るようになったという、そういうご意見もいただいています。

それから最後になりますが、課題です。交流学級の担任の意識としてどうなのかということです。特別支援学級の担任が考えているような意図の中で交流を行っていない。それは意識の差であったりする。また、交流に行く子供の目標をどこに設定するか、というところについて、保護者と合意ができない。けれど保護者は取りあえず交流に行かして欲しいと言う。交流に行く中で、どういことを目的にするか、じゃあここまでしましょうかということなど、お互い保護者との合意が難しい。それから、先程お話しの中にありましたけど、交流をする中で、特別支援学級の先生は、ついて行くにも多くの子供がいて、実際について行く人手が足りない。特別支援学級の子供たちが多いため、結局人手がなく交流学級に行っても交流の担任だけが指導する、支援していくという形になっているということです。

以上、ご意見の方お願いします。

(会長) 交流及び共同学習ということで、実際に当事者の立場で経験された松井委員はどうだったか。

(委員) 実際に西宮養護学校に在籍しているので、西宮養護学校に入るまでは、わかば園にいたので、地域との関わりが全くと言ってよいほどなかった。ここに住んでいるということすら、知ってもらえてなかったんじゃないかと思う。近くに公立の幼稚園がなく、私立の幼稚園に交流もお願いしたけれど、ちょっと難しいところがあったので、西宮養護学校に通うようになってしばらくして交流に行かせてもらうようになった。西宮養護学校は、学校間交流というのがあるが、それだけではなくて、本人、保護者の希望があれば、担任の先生が付き添ってくださって、地域の学校に交流に行かせてもらうという形での交流がある。担任の先生のスケジュールもあるし、先方の小学校の予定もあるので、頻繁にというのは難しかったが、うちの息子の場合は、担任の先生が、積極的に交流を進めてくださって、受け入れてくださる側の小学校も、積極的に受け入れてくださったので、地域の方に知ってもらえる機会にもなった。とても良い経験をさせてもらったと思っている。

(会長) 3頁の成果5の所の二つ目のところ、特別支援学級で予習をしてから、交流学校に行く、という文面がある、実は特別支援教育が、日本よりも30年進んでいると一般的によく言われているアメリカと何が違うかと言ったら、ここである。リソースルームというところで、国語の勉強をしっかりとやって、次の週、同じ教科書を使って、授業が出来る。だから、学校で、リソースルームが家庭教師の役割をしている。だから、子供達は、「あ、これ、もう一週間前にやったで」と、通常の学級に入ったときは、一週間前に徹底してやってもらってるから、一般の定型発達の子供達の中に入ったときに、ある程度自信を持って参加できている。これがアメリカ方式。だから、実は2行目にここにさりげなく書かれていますけど、ものすごく大切なこと。これが普段出来ないから、皆困ってるのに、これが成果としてここに上がっているのは見事だと思う。どの方々がそれに当たるか知らないが、こういうことで、成果として感じた人がいる。通常の学級の中で、これをきちんと取り上げた方がよい項目だと思う。

項目として、一応最後のところで、交流というのと、それから共同学習の推進、ということでご意見を頂きたい。

(委員) 特別支援学校というのは、西宮市では、西宮養護学校だけだが、県立の特別支援学校に行っている子供はたくさんいる。そういった意味で、県立に行っている子供に対しても例えば、学校を開放する。これはたぶん学校長によると思っている。運動会があれば、運動会の招待状が届く。普段の授業でも招待状を作る等が日々なされているし、残念ながら忘れられてしまいそうな子供達についても、兄弟関係からお兄ちゃんが実は県立の特別支援学校に行っていることがわかることもある。行政としてトップダウン的にきっちりと周知していただきたいと思っている。

(会長) 最後の4頁の、課題のところにも書かれているが、どうしても交流という名目でその生徒が自分の教室に入って来た時に、一応その子の椅子はある。交流だから。しかし、一緒にいるだけが目標になる、というのが普通のケース、座っているだけ、となる。本来、交流の目的はそうではなくて、その子が、どこでつまづいているから、支援学級で学習しているということについて、しっかりとした情報を担任が持っていて、その子が今、私のクラスにいるときには、こういうサポートをしたらその子の自尊感情を傷つけないで済む。その子自身が胸を張って、一緒にいて良かったなあ、お友だちと勉強できたな、という確かな達成感が持てる。何か一つでも達成感が持てるような授業プログラムが、組めるかどうか

かは、担任次第である。だから、交流がよいと言っても形だけの交流にならないように、やはり、担任の先生が、しっかり交流で入ってくる子供の実態、特性を理解して、その特性の中で、40人、30人学級の中でその子が胸を張ってやれる部分を作ってあげる。そして、「僕、やったでえ!」「できたでえ!」とその子がそのクラスで達成感を持てるのが、そこに入ってきた意味がある。生涯、共生社会なんですよ。この子供たちは、共に生きる社会でこれから生きていかなければいけない。そのきっかけが、この共生。それがこの共同という部分。だからインクルーシブ教育のここが一つのポイントになる。やっぱり、担任。一緒にいるだけが目標ではない、と。担任の先生がしっかりと、その子がどこでつまずき、どこで問題を抱えているか、その子が教室に帰ってきたときに、どういうサポートをすることが、この子が胸を張って、達成感をもって、授業に望めるか。ここを、考えられる教師の育成が必要である。もう一度前に戻るが、先程のスキルアップ研修は、そういうことを踏まえたものを入れていかなければいけない。

(委員) 今、会長が仰ったことと全く同じだが、これまでたくさん学校現場での交流及び共同学習の事例を見て来たが、どうしても、一般的に良かったという成果を聞く時に、例えば、通常の学級の子供達にとっては、こういう所が良かったという事はいっぱい言われるんだけど、逆に支援学級にいる子供達にとって、交流したことが、その子にとってどのように良かったかというあたりが、これまで曖昧なまま置かれているということが多かったように思う。やはり今、達成感という言葉が使われたけれど、交流及び共同学習を考えると、単に交流しました。「交流はとても良かったです。」だけではなく、まさにその共同学習の部分、支援学級のあの児童生徒さんが、どういう共同学習において役割を果たしたとか、あるいは達成が得られた、そしてそのことが、支援学級の子供さんにとって、どんな良さ、メリットがあったのか、ぜひ、見落とさないように、そういう方向で今後検討していくべきだと思う。

(委員) 先程から出ているが、小学校、中学校では、やはりこの交流及び共同学習の二つ目の側面、お互いが教科等のねらいを達成する、たまたまここにある教材が同じであって、ねらいは違うのだけでも、それに依って活動して、互いがねらいを達成する。それが、小中学校でいう所の交流及び交流学习で、これが一番難しい課題である。さっきから何回も出ているが、支援学級の担任がなかなか個別の指導計画に盛り込めない。盛り込めなかったら、それを交流の担任の先生に言えないから、交流の担任がどう関わっていったらいいかわからない。どう関わっていったらいいかわからないから、何か一つ手立てとして、横にピタッというから、場は一緒になっているんだけど、子供同士の関係は疎遠になってしまう。という悪循環にならないように、その学習の中身をどんどん深めて行っていく必要があるだろうな、と感じている。

(会長) 今、話があったが、個別の指導計画に書かれたことは、実行に移さなくてはならない。そうすると、そこに具体的にどう記入されているかということだが、この4月から、全国一斉に通級もその対象になったので、今まで通級で週1回通っている場合は個別の指導計画は必須じゃなかった。それが、先月から、通級に通っている子供達も、支援学校、西宮養護学校と同じように、個別の指導計画をちゃんと作らなくてはならない。西宮はもう少し前から、先取りしてこの、個別の指導計画は作られている。そういう意味で、慌てるということはないと思うが、問題は、その中身。その中身にやはり、担任を巻き込んだ今の話もそうだが、書かれた通りやらないといけないわけで、そこに書かれていないと、「書かれてへんで」で終わってしまう可能性があるかも知れない。そこにやはり交流の場ではこういうことをするということが書かれている必要がある。支援学級だけじゃなくて、交流している以上はその子の一週間の時間の中で、何時間か交流学

<p>級で通常の学級の中に入っている。通常の学級の中で、こういうことの指導が期待されるということは、ちゃんと書いておいた方がよい。そうすると、担任の先生も何でその子がここにいるか、今、何をしなくちゃいけないのかがわかる。</p> <p>昔からいわれている、P D C A、Plan Do Check Act で、この計画を立てて実際に実行に移す。その後、チェックが要る。チェックというのは個別指導が計画通りできているか、個別の指導計画そのものを修正しなくてはいけないかどうかを見る。個別の指導計画というのは、いっぱい赤が入るものである。赤が入って、今の実態に合うように、その都度作り替えていって初めてみんなから使ってもらえる内容になる。だから、真っ白の状態の紙が学年でずっと配られたままだったら、これでは意味はない。やはり、連携が大切。支援学級にいる子供たちが、交流及び共同学習で、両方の学級がしっかりとコミュニケーションが取れる、それが先程言った、切れ目のないという事になる。そのためのコミュニケーションが必要。そうすると、そのコミュニケーションを取るためのひとつの手段が、個別の指導計画に書かれているかどうか、という事になる。</p> <p>他、何かあるか。</p> <p>予定していた議題は終了した。 事務局の方から、連絡事項はあるか。</p> <p>(事務局) 次回の西宮市特別支援教育審議会の開催につきましては、7月の終わりから、8月の終わりに掛けて、行いたい。</p> <p>(会長) 以上で閉会する。</p>
---